

一陣抽軍忠之刻、中間左近次郎信忠被疵。被切左腕
 一、同九月十五日押寄淺宇津之處、落野寺城并二岡城凶徒等懸出之間致合戰、燒拂落野寺城麓訖。
 一、同十二月十日凶徒等寄來南江守城之間、爲後攻馳向一陣致合戰、追歸御敵訖。
 一、同廿日押寄二岡城、抽軍功訖。
 右每度軍忠拔群之上者、早被經御注進、且下賜御證判、備弓箭之面目、彌爲致忠節恐々言上如件。

曆應二年十二月一日

(新渡高經) 承了 在判

延元五年

庚辰

興國元年

四月廿八日

紀元二〇〇〇

曆應三年

改元

京都

正月朔日。足利直義、鹿島郡永光寺利生塔に佛舍利二粒を寄進す。

【永光寺文書】 鹿島郡

奉安置 能登國永光寺塔婆

二八七

佛舍利二粒 一粒東寺

右於六十六州之寺社、建一國一基之塔婆、一委任申請既爲勅願。仍奉請東寺佛舍利、各奉納之。伏冀、皇祚悠久、衆心悅怡、佛法紹隆、利益平等。安置之儀、旨趣如件。

曆應三年正月一日

(足利直義) 左兵衛督源朝臣

(この文書原本の左兵衛督源朝臣と記されたる下に、小なる磨損を存するが、その體固より花押のありし跡とも見るべからず。この年能登守護吉見賴隆も亦東寺の佛舍利を寄進したること、六月十七日の條に在り。)

三月六日。足利尊氏、鹿島郡永光寺に利生塔塔婆料として羽咋郡若部保地頭職を寄進す。

【永光寺文書】 鹿島郡

二八八

能登永光寺

(名徳) 當國若部保地頭職 備前兵庫頭事

右爲塔婆料所々寄附也。早守先例、可被致沙汰之狀

如件。

曆應三年三月六日

(足利尊氏) 權大納言源朝臣 在判

【永光寺文書】

二八九

能登國若部保地頭職 備前兵庫頭事、任御寄進狀、可被沙汰付永光寺雜掌狀、依仰執達如件。

曆應三年三月六日

(高師直) 武藏 守 在判

吉見大藏大輔殿

【永光寺文書】

二九〇

永光寺塔婆料足、能登國若部保地頭職事、打渡彼雜掌缺了。仍狀如件。

曆應三年六月十七日

(吉見) 賴隆 在判

(元弘三年八月十三日の條、建武三年七月廿八日の條參照。)

六月十七日。能登守護吉見賴隆、鹿島郡永光寺の利生塔に佛舍利を納む。

【永光寺文書】 鹿島郡

二九一

奉納

佛舍利一粒 東寺 能登國永光寺塔婆

右爲寶祚延長、佛法増隆、當家昌榮、萬民興福、現世安穩生死絶斷、所奉納也。此意樂三寶垂哀納。稽首和南。

曆應三年歲次 庚辰六月十七日

(吉見) 從五位下大藏大輔源朝臣賴隆 在判

七月。能登の士得江賴員、越前に於ける軍忠を具申して吉見賴隆の證判を求む。

【得江文書】

二九二

得江九郎賴員申越前國軍忠事

一、今年曆應三月七日、奉屬吉見十郎三郎殿御手、押寄(前件出力) 勘田城、致合戰忠節之條、長井藤内左衛門見知訖。

一、同八日馳向芝原口、至于同十三日令警固彼陣、翌日十四於相槻渡致戰功、追歸凶徒次第、岡部六郎兵衛尉同所合戰之間所見及也。

一、同七月十一日西方寺城凶徒等、寄來木田城之間、馳